

月刊ウィーン GEKKAN-WIEN 2011年11月号

現地オリジナル取材と編集で
ウィーンを伝える月刊情報紙
おかげさまで今年は 創刊 23 年目
創刊 1989 年 No.269

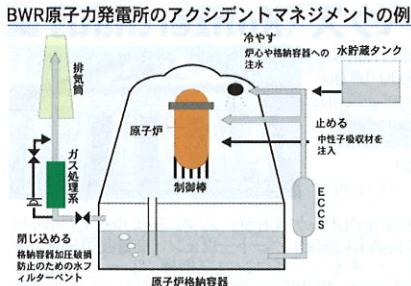


Fernando Botero Schniderei 2000 Öl auf Leinwand 205 x 143 cm Privatbesitz (c) Fernando Botero

フェルナンド・ボテロ（一九三九年南米コロンビア生／現在パリ、ニューヨーク、モンテカルロ、セントラサンタに住み制作中）
『洋裁店』11000年 カンヴァスに油彩
パンク・オーストリア・クンストフォーラム Bank Austria Kunstforum (ウィーン一区)
『フェルナンド・ボテロ展』1月15日まで開催

1月15日まで開催
10頁参照

カンヴァスに油彩
私蔵



福島原発事故に関する声明を受け、アクシデントマネジメント対策の整備方針についての検討が行われた。以前にも記したが、筆者は原子力安全委員会のアクシデントマネジメント対策は事業者の自主的感している。例えは、福島事故で問題となった格納容器ベントでも、シビアアクシデントが起きつある時に弁(ベント)を開けることがどの程度可能か、誰の責任で実施するのかが大いに議論になったが、まさに当時懸念された通りのことが現出した。整備方針に基づき、各電力会社がアクシデントマネジメント対策を整備し、原子力安全・

七月に赴任した京都大学では、雑誌社のインタビューを受けたり、講演を引き続いている。この事故の教訓の一つに、シビアアクシデントの発生防止・影響緩和対策(アクシデントマネジメント対策)が不十分だったことが指摘されている。「九九年の原子力安

全委員会の声明を受け、アクシデ

ントマネジメント

対策は事業者の自主的

な措置であり、規制のよ

うな強制

力がないことも教訓として指摘さ

れている。今後はアクシデントマ

ネジメント対策は事業者の自主的

な措置であり、規制のよ

うな強制

力がないことも教訓として指摘さ

れている。今後はアクシデントマ

ネジメント

対策は事業者の自主的

な措置であり、規制のよ

うな強制

力がないことも教訓として指摘さ

れている。今後はアク